

議案第2号

令和6年度東総広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度東総広域水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 用水供給先	銚子市、旭市、東庄町
(2) 年間総供給量	銚子市 1, 945, 000 m ³
	旭市 6, 451, 620 m ³
	東庄町 1, 649, 764 m ³
	計 10, 046, 384 m ³
(3) 一日平均供給量	銚子市 5, 329 m ³
	旭市 17, 676 m ³
	東庄町 4, 520 m ³
	計 27, 524 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		1, 799, 129千円
第1項 営業収益		1, 703, 001千円
第2項 営業外収益		96, 128千円
	支	出
第1款 事業費用		1, 740, 696千円
第1項 営業費用		1, 697, 973千円
第2項 営業外費用		38, 723千円
第3項 予備費		4, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,047,761千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額100,406千円及び過年度分損益勘定留保資金947,355千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		212,000千円
第1項 企業債		212,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,259,761千円
第1項 建設改良費		1,120,480千円
第2項 企業債償還金		139,281千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
薬品注入設備更新事業(2)	令和6年度から 令和8年度まで	243,491千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
浄水施設更新事業	千円 212,000	証書借入	年利3.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこ

これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 190,235千円

(2) 交際費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、913千円と定める。

令和6年2月5日提出

東総広域水道企業団企業長 越川 信一